

「『国税通則法基本通達（徴収部関係）』の一部改正について」
（法令解釈通達）に対する意見募集（パブリックコメント）について

国税通則法基本通達（徴収部関係）（以下「通則法基本通達」といいます。）で引用する法令の改正等に伴い、国税庁では、通則法基本通達を別紙の「新旧対照表」のとおり改正することとしております。

この改正につき、御意見（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX 又は郵便等により下記の要領でお寄せください。

なお、電話では御意見をお受けできませんので、あらかじめ御了承願います。

御意見を提出いただく際は、氏名（法人の場合は名称）、連絡先及び理由を記載してください。提出いただいた御意見につきましては、氏名（法人の場合は名称）及び連絡先を除き公表させていただくことがあります。

また、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見募集期間

令和4年6月28日（火）から令和4年8月5日（金）まで（同日必着）

2 意見提出方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

- (2) FAX の場合

FAX 番号：03-3593-0457

国税庁 徴収部 管理運営課 通達改正担当宛

（FAX の件名に「『通則法基本通達』改正案に対する意見」と記載願います。）

- (3) 郵便等による場合

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3-1-1

国税庁 徴収部 管理運営課 通達改正担当宛

（封筒等の表面に「『通則法基本通達』改正案に対する意見」と記載願います。）

以上